

II. 電子による届出について

◎電子届出を提出する際の操作方法を動画（以下 URL）にて公開しています。

（<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKU0j3xAKkv8NXDjxRL7yII01G5jZS>）

電子による届出の方法	→ P6~
電子情報処理組織使用届出書の作成方法	→ P11~
電子による届出（届出ファイル）の入力要領	→ P14~

1. 電子による届出の方法

電子による届出は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のHPから「PRT
R届出システム」にログインします。届出画面へ必要な項目を入力して届出を作成し、都道府県知事等へ送信してください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

初めて電子による届出を行う際は、識別番号（ユーザID）、暗証番号（初期パスワード）を入手する必要がありますので、事前に「電子情報処理組織使用届出書」（P11）を都道府県等の窓口へ提出してください。

※一度入手したユーザID・初期パスワード等は、次年度以降の届出にも使用できるため、

電子情報処理組織使用届出書の再提出は不要です。（登録内容に変更が生じた場合は、「P
RTR届出システム」にログインし、変更することができます。）

※2023年度より、燃料小売業の方の排出量算出がPRT
R届出システムでできます。
(P21 参照)

～電子による届出に必要な機器等の要件～

電子による届出には、あらかじめ以下の仕様を満たす機器等を用意する必要があります。
インターネットが利用できる環境であることが前提です。

必要なパソコンの条件		
OS	Windows 10 日本語版	Windows 11 日本語版
CPU	1GHz 以上	
メインメモリ	4GB 以上を推奨 (最少 2GB)	
ブラウザソフト	動作確認済みブラウザ : Microsoft Edge (IE モードも含む)、 Google Chrome	
ディスプレイ	解像度 800×600 ピクセル以上 (1280×1024 を推奨)	

※最新の情報はNITEホームページ（<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>）をご確認ください。

(1) 電子による届出の手順

以下①～⑦の手順に従って届出の手続きを進めてください。

①パソコン等及び通信方法の確認

届出に使用するパソコン等及び通信方法が、「電子による届出に必要な機器等の要件」(P6)に合致するか、ご確認ください。

②都道府県等の電子情報処理組織使用届出書の提出

電子による届出に必要なユーザID・初期パスワード等を取得するため、事業所の所在する都道府県等の窓口へ「電子情報処理組織使用届出書」(P11)を提出し、事業所情報を登録します。

必要事項を記入し、切手を貼った返信用封筒(定形)を添えて、事業所が所在する都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。都道府県等によっては、電子情報処理組織使用届出書を電子的に受け付けているところがあります。各都道府県等へご確認ください。

また、ユーザIDを取得済みの場合、他の都道府県等に所在する事業所を、PRT届出システムから追加できるようになりました。(書面の電子情報処理組織使用届出書を改めて提出する必要はありません。)

※なお、登録された担当者の電子メールアドレス宛へ、NITEからPRT届出に関するご案内等をさせていただくことがございますが、あらかじめご了承ください。

③識別番号(ユーザID)及び暗証番号(初期パスワード)等の受け取り

(ア)ユーザID、(イ)初期パスワード、(ウ)ホームページアドレスが記載された「電子情報処理組織使用届出書登録情報」が都道府県等から送付されます。これらが不正使用されることがないよう、適切に管理してください。

なお、電子情報処理組織使用届出書登録情報を紛失した場合は、事業所が所在する都道府県等の窓口に再発行を依頼してください。

④届出ファイルの作成

入手したユーザID及び初期パスワードを用いて③で通知されたホームページからPRT届出システムへログインし、届出ファイルを作成してください。

具体的な作成(入力)方法は、「PRT届出システム操作マニュアル」をご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

⑤届出ファイルの送信

本紙及び別紙のすべての項目の入力が終了したら、巻末資料の「提出前のチェックシート」(P83)を使用して最終チェックを行ってください。

確認後、届出ファイルを送信します。届出ファイルの送信は、届出期間内(毎年4月1日から6月30日まで)にお願いします。ただし、届出期限最終日が土日の場合は、次の月曜日までとします。

※届出の内容については、都道府県等で受け付けた後も、内容等に疑義があった場合、国による集計結果の公表(3月頃)までに、行政側から問い合わせがある場合があります。

＜届出ファイルの入力画面＞

ログインユーザ：担当 三郎様
画面サイズ 800 1024
1280
ヘルプ
ログアウト

前回ログイン日時：2024年
04月23日 11:22:33
現在日付：2024年04月29日
文字サイズ 小 中 大

AIチャットボット

TOP > 事業所一覧 > 本紙入力

[HTD00001: 排出量等届出 (本紙入力)]

- 過去に入力した届出ファイルや PRTR 報出作成支援プログラム等で作成したファイルを読込む場合は、「ファイルの選択」ボタンをクリックして該当するファイルを設定し、「送込」ボタンをクリックしてください。
- 「XML出力」ボタンをクリックすると、任意の場所に保存できます。
- 「印刷」ボタンをクリックすると、届出書の印刷画面へ遷移します。
- 既に登録している物質の別紙を入力する場合は当該物質名称の中にある「変更」ボタンをクリックしてください。
- まだ登録していない物質の別紙を入力する場合は、「別紙追加」ボタンをクリックしてください。
- この画面はデモ画面です。ここでの処理は実際の届出には一切反映されません。

[入力内容確認画面へ]

時短版
新XML出力
旧XML出力
印刷
保存しない (キャンセル)

XMLファイル：
ファイルの選択
ファイルが選択されていません
削除

表示色説明
確認事項あり
入力範囲表示

様式第1（第5条関係）第一種指定化物質の排出量及び移動量の届出書 [入力用]

提出日	2024 年 12 月 05 日 [必須]
提出先	経済産業大臣 殿 [必須]
提出先	川越市長 殿 [必須]

<届出者>

郵便番号	〒 104 - 0032 (半角数字) [必須]	住所検索
※郵便番号は半角数字。その地区で通常用いられるものに限ります。 (大口事業者の個別郵便番号は使用できません。)		
(ふりがな)	とうきょうと ちゅううおうくはっちょうほり	
郵便番号名	東京都 中央区	〒 101-0032
(ふりがな)	ちゅうおうく	
住所	中央区	東京都 中央区 八丁堀△丁目△番△号
(ふりがな)	はつちょううばり	
市区町村名	八丁堀八丁目八番二号	（法人にあっては名称）
(ふりがな)	だいひょうとうりしまりやく	
町域名以下	（法人にあっては代表者の役職）	（法人にあっては代表者の役職）
(ふりがな)	だいひょう いちらう	
氏名（法人にあっては名称）	代表者	代表取締役
(ふりがな)	だいひょう いちらう	
氏名（法人にあっては代表者の役職）	代表 一郎	（法人にあっては代表者の氏名）
(ふりがな)	だいひょう いちらう	
氏名（法人にあっては代表者の役職）	代表 一郎	（法人にあっては代表者の氏名）

＜届出ファイルの送信画面＞

ログインユーザ：担当 三郎様
画面サイズ 800 1024
1280
ヘルプ
ログアウト

前回ログイン日時：2024年
04月23日 11:22:33
現在日付：2024年04月29日
文字サイズ 小 中 大

AIチャットボット

TOP > 事業所一覧 > 本紙入力 > 内容確認

[HTD00005: 排出量等届出 (内容確認)]

- 内容を確認し、よろしければ「この内容で提出する」ボタンをクリックしてください。「入力画面に戻る」ボタンをクリックすれば、修正は可能です。
- この画面ではまだ届出は完了していません。
- この画面はデモ画面です。ここでの処理は実際の届出には一切反映されません。

[この内容で提出する]

入力範囲表示

届出内容を画面上で確認のうえ、「入力内容確認画面へ」ボタンをクリック後に、「この内容で提出する」ボタンをクリックすると、届出書（届出ファイル）が送信されます。

最後に「この内容で提出する」ボタンをクリックしないと届出内容は送信されません。
クリックを忘れないようご注意ください。

8

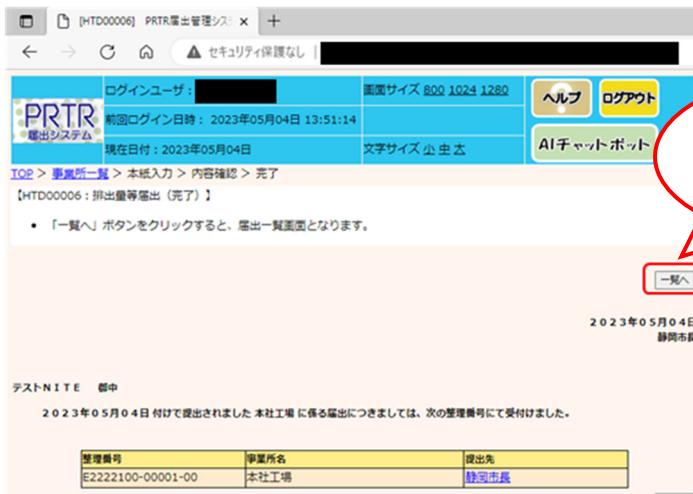
⑥届出ファイルの送信確認

届出ファイルが送信されると、「排出量等届出（完了）」画面が表示され、整理番号が付与されます。「一覧へ」ボタンをクリックすると、「排出量等届出処理（事業所一覧）」画面が表示されます。

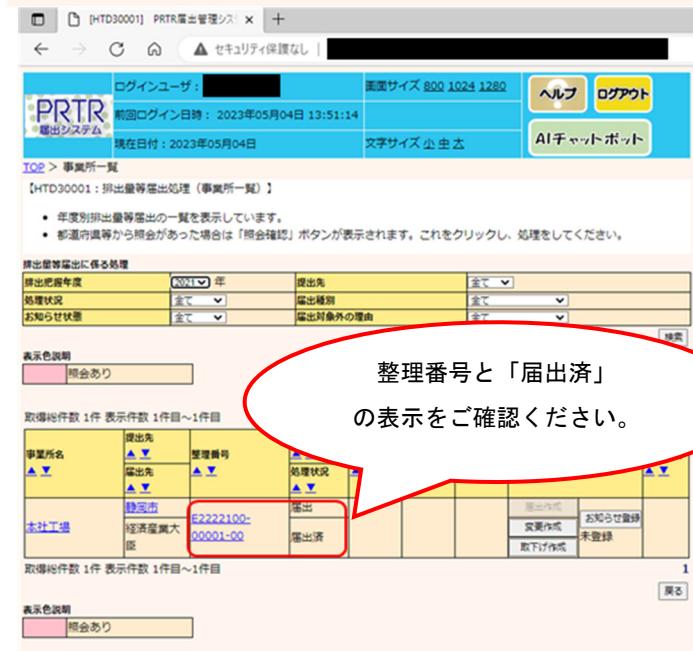
整理番号が表示され、処理状況欄が「届出済」となっていれば、届出は正しく送信されています。

＜排出量等届出（完了）画面＞

（「この内容で提出する」ボタンをクリックした直後に表示）



「一覧へ」を
クリックします。



整理番号と「届出済」
の表示をご確認ください。

※整理番号と「届出済」が表示されていない場合、届出内容は送信されていません。その場合には「届出作成」ボタンをクリックし、届出ファイルの作成と送信を行ってください。

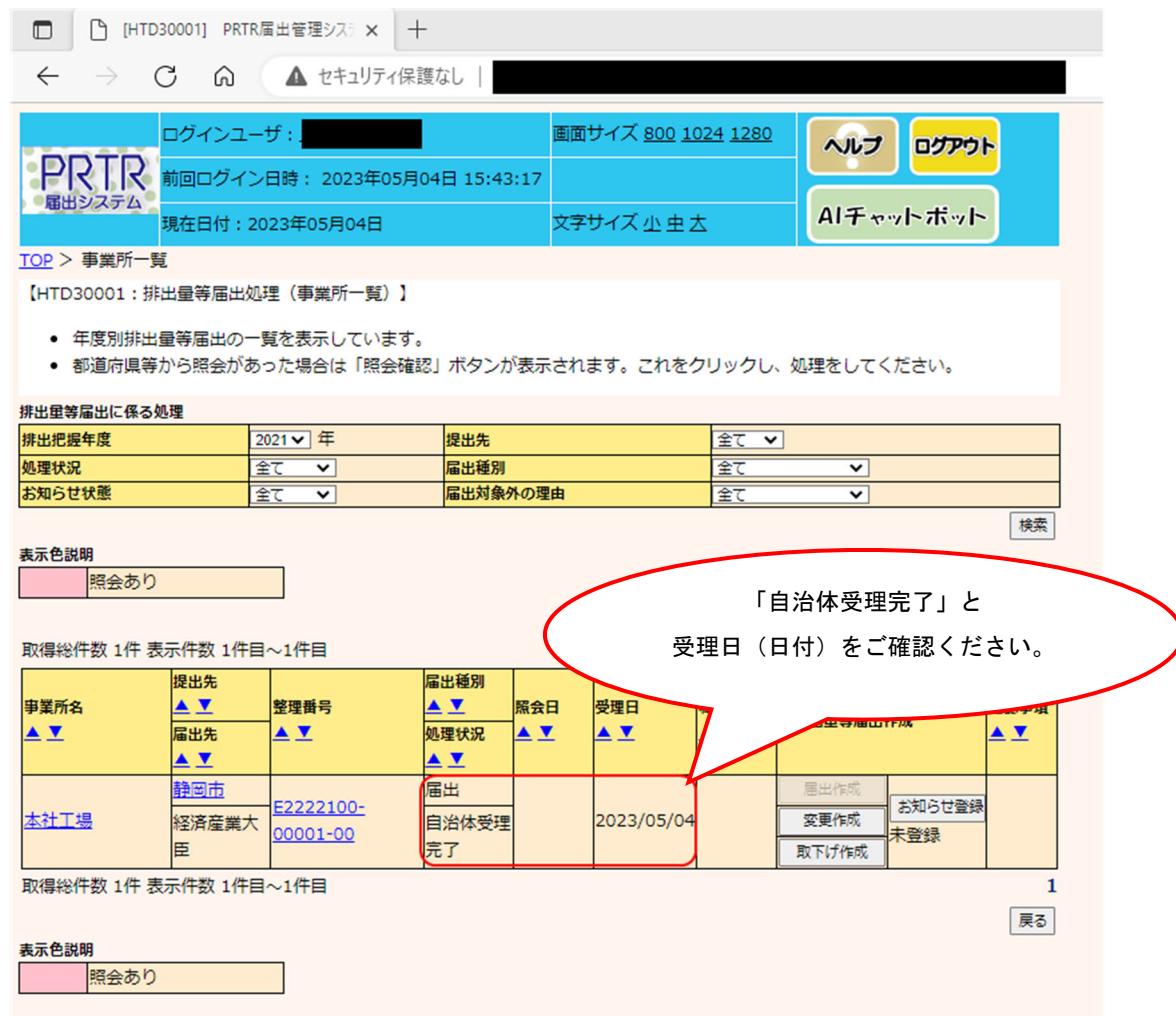
⑦届出ファイルの受理

送信済みの届出ファイルが提出先の都道府県等で受理されると、通知メール（排出量等届出一受理）が送付されます。また、「排出量等届出処理（事業所一覧）」画面の処理状況欄が「自治体受理完了」となり、受理日欄に受理日（日付）が表示されます。

（P R T R 届出システム上で、不備に対する照会があった場合は、電子メールで連絡します。）

＜排出量等届出処理（事業所一覧）画面＞

（提出先の都道府県等で届出ファイルが受理された場合）



The screenshot shows the PRTR Submission Management System interface. The top navigation bar includes the title 'HTD30001 PRTR届出管理シス' and a security warning 'セキュリティ保護なし'. The header also displays the user 'ログインユーザ: [REDACTED]', screen size '画面サイズ 800 1024 1280', and various buttons for 'ヘルプ', 'ログアウト', and 'AIチャットボット'. The main content area is titled 'TOP > 事業所一覧' and shows a message: '【HTD30001: 排出量等届出処理（事業所一覧）】' with instructions: '年度別排出量等届出の一覧を表示しています。' and '都道府県等から照会があった場合は「照会確認」ボタンが表示されます。これをクリックし、処理をしてください。' Below this is a search form for '事業所一覧' with filters for '提出年' (2021), '提出先' (全), '処理状況' (全), and 'お知らせ状態' (全). A red circle highlights the '受理日' (Processing Date) column in the main table, which shows '2023/05/04' for the entry. A callout bubble points to this cell with the text: '「自治体受理完了」と 受理日（日付）をご確認ください。' The table also includes columns for '事業所名' (Business Name), '提出先' (Recipient), '整理番号' (File Number), '届出種別' (Submission Type), '照会日' (Query Date), and '処理状況' (Processing Status). The bottom of the table shows a summary: '取得総件数 1件 表示件数 1件目～1件目' and a '戻る' (Back) button.

※メールアドレスの変更や迷惑メールと判定されて通知メールが受信できない場合でも、「排出量等届出処理（事業所一覧）」画面に「自治体受理完了」と受理日が表示されていれば、届出の受理は完了しています。（この後、届出先の大臣で受理が完了すると、処理状況は「省庁受理完了」と表示されます。）

2. 電子情報処理組織使用届出書の作成方法

(1) 電子情報処理組織使用届出書の記入例

電子による届出に必要なユーザID・初期パスワード等を取得するために、あらかじめ「電子情報処理組織使用届出書」を都道府県等の窓口へ提出する必要があります。

(様式は下記ページの2. No. 1からダウンロードしてください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>)

※ユーザIDを取得済みの場合、他の都道府県等に所在する事業所を、PTR届出システムから追加できるようになりました。(書面の電子情報処理組織使用届出書を改めて提出する必要はありません。)

様式第4（第12条関係）											
電子情報処理組織使用届出書											
××年××月××日 ①											
神奈川県知事 殿											
②	③										
届出者 住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2 (ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき (ふりがな) かすみがせきかぶしきがいしゃ 氏 名 霞ヶ関株式会社 だいひょうとうしまりやくしゃちょう かんきょうたろう 代表取締役社長 環境 太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)											
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。											
記											
④	<table border="1"><tr><td>担当者 (連絡及び問い合わせ先)</td><td>(ふりがな) 氏 名 かがく はなこ 化学 花子</td></tr><tr><td>部 署</td><td>藤沢第一工場 環境安全部管理第一係</td></tr><tr><td>電 話 番 号</td><td>0466-××-×××</td></tr><tr><td>電子メールアドレス</td><td>abc@xyz-mail.co.jp</td></tr><tr><td>※識別番号</td><td></td></tr></table>	担当者 (連絡及び問い合わせ先)	(ふりがな) 氏 名 かがく はなこ 化学 花子	部 署	藤沢第一工場 環境安全部管理第一係	電 話 番 号	0466-××-×××	電子メールアドレス	abc@xyz-mail.co.jp	※識別番号	
担当者 (連絡及び問い合わせ先)	(ふりがな) 氏 名 かがく はなこ 化学 花子										
部 署	藤沢第一工場 環境安全部管理第一係										
電 話 番 号	0466-××-×××										
電子メールアドレス	abc@xyz-mail.co.jp										
※識別番号											
⑤											
(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)											
⑥	<table border="1"><tr><td>(ふりがな) 事業所の 名 称</td><td>ふじさわたいいちこうじょう 藤沢第一工場</td></tr><tr><td>所 在 地 (ふりがな)</td><td>〒251-XXXX 神奈川 都道 府県 藤沢 市区 あさひちょう 朝日町×-×</td></tr></table>	(ふりがな) 事業所の 名 称	ふじさわたいいちこうじょう 藤沢第一工場	所 在 地 (ふりがな)	〒251-XXXX 神奈川 都道 府県 藤沢 市区 あさひちょう 朝日町×-×						
(ふりがな) 事業所の 名 称	ふじさわたいいちこうじょう 藤沢第一工場										
所 在 地 (ふりがな)	〒251-XXXX 神奈川 都道 府県 藤沢 市区 あさひちょう 朝日町×-×										
備考 1 同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次葉を使用すること。 2 法人にあっては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。 3 ※の欄には、記載しないこと。 4 届出書の大きさは、日本産業規格A4とすること。											

(2) 電子情報処理組織使用届出書の記入要領

①『提出日』

○電子情報処理組織使用届出書を窓口へ提出する日付（郵送の場合は、投函する日付）を記入してください。

②『あて先』

○提出先は事業所所在地に対応する都道府県知事等を記入してください。（例：神奈川県知事、横浜市長）

○「都道府県知事」又は「関西 花子知事」（個人名）などとは記入しないでください。

③『届出者』

○住所（法人にあっては登記上または本社の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください。住所及び氏名は、届出を行う時点の情報を記入してください。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者の代理人として、届出者は委任することができます。その場合には、以下のように記入してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

様式第4（第12条関係）

電子情報処理組織使用届出書

××年××月××日

神奈川県知事 殿

〒 100-0013

(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき

届出者 住 所 東京都千代田区霞が関 1-2-2

(ふりがな) かすみがせきかぶしきがいしゃ

氏 名 霞ヶ関株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちょう かんきょう たろう

代表取締役社長 環境 太郎

ふじさわだいいちこうじょううちょう けいさい いちろう

代理人 藤沢第一工場長 経済 一郎

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、法第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

※届出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載してください。

④『担当者』

- 届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入してください。
- 電子情報処理組織使用届出書の提出後、行政側から届出内容について問い合わせがある場合があります。
- 電子メールアドレスは、行政側からの連絡に必要となりますので、担当者が業務時間中に受信できるものを記入するようお願いします。
- ※- (ハイフン) _ (アンダーバー) 0 (ゼロ) o (オ一) 1 (いち) | (エル) 等判別しにくい文字は、ふりがなの記載をお願いいたします。

⑤『識別番号』

- この欄は記入しないでください。

⑥『電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所』

- 届出を行う事業所の名称及び所在地を記入してください。

～複数の事業所について電子による届出を行う場合～

同一の都道府県等に存在する複数の事業所の届出は、同一のパソコンから行うことができます。電子情報処理組織使用届出書は、これらの事業所を一括して記入し、提出します。

以下のように電子情報処理組織使用届出書の2ページ目を使用してください。

届出を行う同一都道府県等の事業所が5つ以上ある場合は、様式の2ページ目をコピーしたものを、3ページ目以降として使用してください。

(前葉からのつづき)	
(ふりがな) 事業所の名称	ひらつかいさんこうじょう 平塚第三工場
所在 地	〒254-XXXX 神奈川 都道 平塚 市区 あかしちょう 明石町 ×-×
(ふりがな) 事業所の名称	おだわらこうじょう 小田原工場
所在 地	〒250-XXXX 神奈川 都道 小田原 市区 いしばし 石橋 ×-×

3. 電子による届出（届出ファイル）の入力要領

（1）届出ファイル（本紙）の入力要領

具体的な作成（入力）方法は、「P R T R 届出システム操作マニュアル」をご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

○入力漏れや入力ミスがあるとエラーが表示される場合があります。また、必要な項目には必ず「ふりがな」を入力していただくようお願いします。

①『提出日』（送信日）

○届出ファイルを提出（送信）する日付を入力してください。

②『あて先』

○『届出先』は、「業種コード・届出先一覧」（P64）を参考に、事業所における主たる事業（P16の図み）を所管している大臣を選択してください。

○『提出先』は、事業所所在地に対応する都道府県知事等が自動的に反映されます。

③『届出者』※提出日（送信日）時点の情報です。

○電子情報処理組織使用届出（事前届出）又は電子情報処理組織変更届出により登録されている情報が自動的に反映されます。（事業者の住所を変更した場合は、電子情報処理組織の変更届出の手続きを終了してから届出ファイルを作成してください。）

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものです。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者は代理人として委任することができます。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

④『事業者の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報です。

○電子情報処理組織使用届出（事前届出）又は電子情報処理組織変更届出により登録されている情報が自動的に反映されます。（事業者の名称を変更した場合は、電子情報処理組織の変更届出の手続きを終了してから届出ファイルを作成してください。）

○2024年度から届出ファイルの様式に「法人番号」の入力欄が追加されました。法人番号が不明な場合は、国税庁HPからご確認ください。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

○「前回の届出における名称」の欄は、事業者の名称を、前回の届出時における名称から変更した場合（社名等の変更）にのみ、入力してください。

⑤『事業所の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報です。

○事前届出により登録されている情報が自動的に反映されます。（事業所の名称を変更した場合は、電子情報処理組織の変更届出の手続きを終了してから届出ファイルを作成してください。）また、事業者の名称は省略してください。

- 「前回の届出における名称」の欄は、事業所の名称を、前回の届出時における名称から変更した場合（事業所の名称変更）にのみ、入力してください。

⑥『所在地』※把握対象年度の4月1日時点の情報です。

- 郵便番号、所在地（都道府県名から番地まで）は、事前届出により登録されている情報が自動的に反映されます。（事業所の所在地を変更した場合は、電子情報処理組織の変更届出の手続きを終了してから届出ファイルを作成してください。）

⑦『事業所において常時使用される従業員の数』

※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

- 当該事業所において常時使用される従業員の人数を入力してください。（注：届出書（届出ファイル）に入力するのは事業所の従業員数です。なお、届出対象事業者の判定は、事業者全体の従業員数で判断します。）

～常時使用される従業員とは～

①排出量等の把握対象年度の4月1日時点で期間を定めずに使用されている者、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者

②同把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者

注1）常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

注2）1日の勤務時間又は月の勤務日数は関係なく、雇用している期間で判断してください。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

役員 ^{※1}	正社員	嘱託 パート、 アルバイト等 ^{※2}	他への 派遣者 (出向者)	別事業者 への 下請労働	他からの 派遣者 ^{※3} (出向者)	別事業者 からの 下請労働 ^{※3}
×	○	○	×	×	○	○

○使用されている人とは、正社員、嘱託・パート・アルバイト等と呼ばれている人（※2参照のこと。）、他企業からの派遣・出向者をいいます。

○正社員であっても、他企業への派遣者・出向者は、使用されている人には含まれません。

※1 役員は原則除きますが、役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用される従業員と考えます。

※2嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者であって、上記①又は②に該当する場合は、常時使用される従業員に含まれます。

※3事業者間における委託・請負・下請けによる別事業者からの労働者にあっては、委託等の契約期間を使用期間と読み替えます。

※電子情報処理組織変更届出により、登録されている情報が変更日をもとに変更内容（事業者名や事業所名等）を自動的に反映されます。変更日は、実際に変更のあった日付としてください。

⑧『事業所において行われる事業が属する業種』

※把握対象年度の情報を入力してください。

○当該事業所において行われる事業が属する対象業種を選択又は業種コードを入力してください。「業種名」、「業種コード」は、「業種コード・届出先一覧」(P64)から選択してください。

○業種の説明については、対象業種の区分(P65~)や概要(P71~)、経済産業省・環境省のHPを参照してください。

～業種の考え方～

複数の業種を営む事業所は、当該事業所が営んでいるものの中から届出の対象をすべてあげ、その内で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に関係する業種を「主たる事業」とし、それ以外を「従たる事業」とします。

例：事業所が営んでいる業種(売上高)が以下の場合

化学工業(10億円)、塗装工事業(7億円)、塗料卸売業(3億円)、

自動車卸売業(2億円)、商品検査業(1億円)

	業種	業種コード
主たる事業	化学工業	2000
従たる事業	自動車卸売業	5220
	商品検査業	8620

※塗装工事業、塗料卸売業は届出対象業種ではありませんので、届出をする必要はありません。

⑨『本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無』

○当該事業所について法第6条第1項に基づく秘密情報の請求を行わない場合は、「無」を選択してください。

⑩『担当者(問い合わせ先)』

○電子情報処理組織使用届出(事前届出)又は電子情報処理組織変更届出により登録されている情報が自動的に反映されます。届出後、行政側から届出内容について問い合わせがある場合があります。

○2024年度から届出ファイルの様式に「電子メールアドレス」の入力欄が追加されました。

※なお、記載された担当者の電子メールアドレス宛へ、NITEからPTR届出に関するご案内等をさせていただくことがございますが、あらかじめご了承ください。

※「③届出者」については、提出日(送信日)時点の情報です。

また、届出事項④~⑧については、把握対象年度の4月1日(年度途中に事業を開始した場合は、開始した日)時点の情報となります。(「把握対象年度」とは、届出する前年の4月1日~届出する同年の3月31日を指します。)

特に、把握対象年度途中に会社等の合併や市町村合併があった場合はご注意ください。

(2) 届出ファイル（別紙）の入力要領

- この別紙は、「対象化学物質」ごとに作成してください。対象化学物質とは、巻末資料「対象化学物質一覧」(P57~)に掲げる第一種指定化学物質515物質を指します。このうち、特定第一種指定化学物質（「対象化学物質一覧」参照）と呼ばれる物質（23物質）があります。
- 例えば、クロム酸亜鉛やクロム酸カリウムのような物質は、本法では「六価クロム化合物」に含まれますので、これらの化学物質については、まとめて「六価クロム化合物」として届け出てください。この他、複数の化学物質をまとめる例として、「亜鉛の水溶性化合物」、「鉛及びその化合物」などがあります。

①『別紙番号』

- 届出を行う対象化学物質の番号の順番（昇順）に対応して、1から連続する別紙番号が自動的に採番されます。

②『第一種指定化学物質の名称』

③『第一種指定化学物質の管理番号』

- 第一種指定化学物質の管理番号を入力する、又は化学物質の名称（別名があるものは当該別名）を選択して、届出を行う対象化学物質を指定します。

④『排出量』

- 把握対象年度1年間における対象化学物質の環境への排出量について、

『イ 大気への排出』

『ロ 公共用水域への排出』

『ハ 当該事業所における土壤への排出（ニ以外）』

『ニ 当該事業所における埋立処分』

のそれぞれを入力してください。

『イ 大気への排出』

事業所から大気中へ排出した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

『ロ 公共用水域への排出』

事業所から公共用水域（河川、湖沼、海域等）へ排出した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

『排出先の河川、湖沼、海域等の名称』

対象化学物質の排出先（排水が最初に流入する河川、湖沼、海域等の公共用水域）

の名称を選択してください（例：「〇〇川」、「××湾」等）。公共用水域への排出がない場合は選択しないでください。排水先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の排出量が多い方を選択してください。

公共用水域の名称等が不明な場合は、経済産業省・環境省のHPからご確認いただかずか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/suiiki_name.html

『ハ 当該事業所における土壤への排出（ニ以外）』

事業所内の土壤へ排出した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

なお、事業所敷地内で埋立処分をしている廃棄物に含まれる対象化学物質の量は、『ニ 当該事業所における埋立処分』の欄に入力してください。

『ニ 当該事業所における埋立処分』

事業所敷地内で埋立処分した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

なお、委託等により廃棄物を事業所の外へ埋立処分している場合は、「**移動量**」に該当しますので、『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』の欄に入力してください。

『埋立処分を行う場所』

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づく最終処分又は鉱山保安法に基づく埋立場への埋立処分にあっては、廃掃法上の埋立の区分「**安定型**」、「**管理型**」、「**遮断型**」から該当するものを選択してください。埋立処分がない場合は選択しないでください。

また、鉱山保安法に基づくたい積場へのたい積処分にあっては、「**管理型**」としてください。

⑤『移動量』

○把握対象年度1年間における対象化学物質の当該事業所の外への移動量について、

『イ 下水道への移動』

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

のそれぞれを入力してください。

『イ 下水道への移動』

排水に含まれて事業所から公共下水道へ放流した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

『移動先の下水道終末処理施設の名称』

対象化学物質の移動先（排出した下水の処理が行われる施設）の名称を選択してください（例：「〇〇下水終末処理場」、「××下水処理センター」等）。下水道終末処理施設への移動がない場合は選択しないでください。移動先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の移動量の多い方を選択してください。

下水道終末処理施設の名称等が不明な場合は、経済産業省・環境省のHPからご確認いただくか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gesui_name.html

『口 当該事業所の外への移動（イ以外）』

廃棄物の処理を行うため、廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出された対象化学物質の量（質量）を入力してください。

ここでいう廃棄物とは、各工程から発生する廃棄物・廃液、蒸留残さ、集じんダスト、使用済活性炭、水処理汚泥等の公害防止装置から発生する廃棄物、容器やタンクの残留物などです。

なお、廃棄物以外のものとして事業所の外へ運び出されたものは移動量には算入しないでください。

また、製品として出荷する量などは移動量に算入しないでください。

『廃棄物の処理方法』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の移動先での処理方法を選択してください。（複数選択可）

『廃棄物の種類』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の種類を選択してください。（複数選択可）

「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」は、少なくともどちらか一方を必ず選択してください。当該事業所の外への移動がない場合は選択しないでください。

～排出量・移動量の算出について～

○排出量（イ～ニ）及び移動量（イ、ロ）のすべての項目に把握・算出した数値を入力してください。有効数字2桁で入力した結果、“ゼロ”となる場合や、実際に排出量及び移動量がない項目（例えば、下水道を利用してない事業所における『イ 下水道への移動』の欄）については、「0. 0」と入力してください。

なお、年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）ある物質、及び他の法令で測定が義務づけられている物質は、排出量、移動量のすべての項目が「0. 0」であっても届出（別紙の作成）は必要です。

○「キシレン」、「ジニトロトルエン」のように、物質名に異性体の区分がされていないなど複数の物質を含む場合は、その対象化学物質に含まれるすべての化学物質（例えば、「キシレン」の場合は、「o-キシレン」、「m-キシレン」、「p-キシレン」のすべて）の合計量を入力してください。

○対象化学物質が「〇〇化合物」のような金属化合物（例：「亜鉛の水溶性化合物」、「カドミウム及びその化合物」、「銀及びその水溶性化合物」等）、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」については、それぞれの物質に含まれる「金属元素」、「シアン」、「ふっ素」及び「ほう素」に換算した量の合計量を入力してください。

なお、元素等に換算すべき対象化学物質については「対象化学物質一覧」（P57～）の最右欄に記載されています。

「アクリル酸及びその水溶性塩」や「臭素酸の水溶性塩」等は、換算せずに塩そのものの量を入力してください。

○金属化合物、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」について、複数の物質群に含まれる場合（例えば、「クロム酸鉛」は「六価クロム化合物」と「鉛及びその化合物」の両方に含まれる。）は、該当するすべての物質群ごとに別紙を作成してください。その際、例えばクロム酸鉛の場合、クロムに換算した量と鉛に換算した量が異なることに注意してください。

○排出量及び移動量の算出方法の詳細については、「P R T R 排出量等算出マニュアル」を参照してください。

※特に見逃しやすい事項として「排出量等算出にあたってご確認いただきたいポイント」をNITEのHPでもまとめていますのでご参照ください。

～燃料小売業の方の排出量算出がP R T R届出システムでできるようになりました～

【操作方法】

- (1) P R T R届出システムの別紙入力画面にある「燃料小売業者向けの排出量算出」ボタンをクリック

担当者 (問い合わせ先)	氏名	(半角数字)【必須】		
	電話番号	-	-	内線等
	電子メールアドレス			
第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量				
<input type="button" value="別紙追加"/> <input style="border: 2px solid red; border-radius: 5px; padding: 2px; margin-right: 10px;" type="button" value="燃料小売業者向けの排出量算出"/> <input type="button" value="表示色説明"/> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px; border: 1px solid #ccc; display: inline-block;">確認事項あり</div>				

- (2) それぞれの受入量、給油量、ペーパー回収設備の有無を入力し、「排出量を算出する」ボタンをクリック

油種	受入時 <small>※単位は キロリットル です</small>		給油時 <small>※単位は キロリットル です</small>	
	受入量 <small>(kl/年度)</small>	ペーパー回収設備	給油量 <small>(kl/年度)</small>	ペーパー回収設備
プレミアムガソリン	0 kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	0 kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
レギュラーガソリン	0 kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	0 kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
灯油	0 kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	0 kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

- (3) 排出量を算出後に「算出結果から別紙を作成する」ボタンをクリックすると、届出が必要な物質の別紙が作成されます。(別紙不要と表示された物質の別紙は作成されません)

第一種指定化学物質	排出量 (kg)				届出の要・不要	合計取扱量 (t/年)
	プレミアムガソリン	レギュラーガソリン	灯油	合計排出量 <small>※(別紙 (イ)大気への排出欄に記入 する箇項)</small>		
53 エチルベンゼン	0	0	0	0	0	0
80 キシレン	0	0	0	0	0	0
300 トルエン	0	0	0	0	0	0
392 ヘキサン	0	0	0	0	0	0
400 ベンゼン	0	0	0	0	0	0
691 トリメチルベンゼン	0	0	0	0	0	0
731 ヘプタン	0	0	0	0	0	0

※届出様式に記載する場合は、排出量の有効数字は2桁とすること。ただし、排出量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。

※本算出機能は、ガソリンスタンドにおける地下貯蔵タンクの場合を想定しています。これ以外の算出には使用できません。

(3) 照会の回答について

自治体から照会があった場合は、通知メール（排出量等届出一照会）が送付されます。メールを受信したら、「P R T R 届出システム」にログインし、「排出量等届出処理（事業所一覧）」画面の照会日欄にある「照会確認」ボタンをクリックすると照会内容が表示されます。「変更不要で回答」、「変更届出」、「取下げ願い」のいずれかを選択し処理を行ってください。

※詳細は「P R T R 届出システム操作マニュアル」をご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

ログインユーザ：担当 三郎様 画面サイズ 800 1024
前回ログイン日時：2024年04月23日 11:22:33 ヘルプ ログアウト
現在日付：2024年04月29日 文字サイズ 小 中 大 AIチャットボット

TOP > 事業所一覧
【HTD30001：排出量等届出処理（事業所一覧）】

- 年度別排出量等届出の一覧を表示しています。
- 都道府県等から照会があった場合は「照会確認」ボタンが表示されます。これをクリックし、処理をしてください。
- この画面はデモ画面です。ここでの処理は実際の届出には一切反映されません。

排出量等届出に係る処理

排出年度	2023 年	提出先	全て
処理状況	照会あり	届出種別	全て
お知らせ状態	全て	届出対象外の理由	全て

検索

表示色説明
照会あり

戻る

取得総件数 8件 表示件数 1件目～8件目 1

事業所名	提出先	届出種別	照会日	処理状況	お知らせ登録	変更作成	未登録	取下げ作成
F1事業所 愛知県 F1事 業所 E2423206- 00001-00 産業大臣	届出 照会あり	2024/04/13 照会確認						

照会が発生するとボタンと日付が表示されますのでクリックしてください。

照会内容を確認してください。

理由を入力してください。

照会に対してもう一つの処理を選択してください。

理由【変更不要で回答の場合入力必須】

添付ファイル：[ファイルの選択] [ファイルが選択されました]

① 変更不要で回答 ② 変更届出 ③ 取下げ願い キャンセル

	ボタン名	目的	内容
①	『変更不要で回答』	届出の内容を変更しないとき	届出の内容を変更する必要がないとき。または、自治体からの質問に回答するとき。(例: 住所表記の質問、変更届出の変更内容の質問)
②	『変更届出』	届出内容を変更するとき	届出の内容を変更するとき「変更届出」ボタンをクリックすると、変更届出作成画面が表示されます。該当部分を修正した変更届出を作成して提出します。
③	『取下げ願い』	届出を取り下げるとき	届出の必要がなかった場合は「取下げ願い」ボタンをクリックし、取下げ願いを作成して提出します（「 取下げ願い 」の選択は、届出そのものを取下げすることになりますのでご注意ください）。